

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和3年8月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報照会し、児童手当拠出金事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(児童手当)、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当(改正)受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】26、30、87、106項 【情報照会】74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第19条、第44条、第53条 【情報照会】第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て健康部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	児童手当法に基づき	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	番号法別表第二に基づき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当	児童手当(改正)受給者台帳情報ファイル	事後	
平成29年3月13日	I. 3. 法令上の根拠中	平成26年内閣府・総務省令第5号第44条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	
平成29年3月13日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,30,87項【情報照会】74,75項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】19,44条【情報照会】40条	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26、30、87項【情報照会】74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第19条、第44条【情報照会】第40条	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ①部署	福祉健康部 子育て支援課	子育て健康部 子育て支援課	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ②所属長	福祉健康部 子育て支援課長 小宮山正美	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	事後	
平成29年3月13日	I. 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I. 8. 連絡先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-2111	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I. 5. ②所属長の役職名	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	子育て健康部 子育て支援課長	事後	
令和1年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV.リスク対策				
令和3年1月4日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26、30、87項【情報照会】74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第19条、第44条【情報照会】第40条	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26、30、87、106項【情報照会】74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第19条、第44条、第53条【情報照会】第40条、第40条の2	事後	
令和3年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	